

8月30日 事務次官等会議  
8月31日 閣議  
9月3日 公布(予定)

平成16年8月  
内閣府

## 「平成16年7月8日から同月21日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

### 激甚災害名

#### 「平成16年7月8日から同月21日までの間の豪雨による災害」

7月8日から梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が入り、大気の状態が不安定となり、11日にかけて東北地方、北陸地方、東海地方などで大雨となった。12日から21日までの間、日本海から東北南部にのびる前線の活動が活発となり、東北地方や北陸地方などで大雨が降った。特に13日には新潟県や福島県で非常に激しい雨が降り、18日には福井県で猛烈な雨が降った。このため、新潟県、福井県を中心に大きな被害が発生した。

### 被害の発生状況

(1) 公共土木施設等関係 (単位: 億円)

	公共土木施設	公立学校	公営住宅	児童福祉施設	合計
査定見込額	1,332.4	20.7	3.5	0.4	1,357.1

(上記の他、老人ホーム1百万円、身体障害者更正援護支援施設6百万円)

(2) 農地、農業用施設及び林道関係 (単位: 億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	34.9	87.4	74.8	197.1

(3) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 1億3千万円

(4) 中小企業関係 (単位: 億円)

	新潟県				福井県			
	工業	商業	その他	合計	工業	商業	その他	合計
被害報告額	156.7	142.2	34.4	333.3	66.4	20.7	19.8	107.1

(上記の内、被害金額が大きかった市町村: <sup>にいがたけんさんじょうし</sup>新潟県三条市(203.0億円)、<sup>みつげし</sup>見附市(39.6億円)、

<sup>みなみかんばらぐんなかのしままち</sup>南蒲原郡中之島町(32.0億円)及び<sup>さんとうぐんわしまむら</sup>三島郡和島村(6.5億円)並びに<sup>ふくいけんあすわぐんみやまちょう</sup>福井県足羽郡美山町(10.4

億円))

## 適用すべき措置の概要

### 1 激甚災害（本激）＜全国について適用＞

#### （１） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第3、4条）

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（71% 86%（全体平均、過去5年間の実績））

#### （２） 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 92%（農地、過去5年間の実績））

#### （３） 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（20% 30～90%）

#### （４） 土地改良区等の行う<sup>たん</sup>湛水排除事業に対する補助（法第10条）

土地改良区等が、都道府県からの補助を受けて湛水排除事業を行う場合において、国が都道府県に補助を行う。（土地改良区等1/10 国9/10）

#### （５） 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。

#### （６） 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。

#### （７） 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。（都道府県1/3 国2/3）

#### （８） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2 局地激甚災害 <新潟県三條市、見附市、南蒲原郡中之島町及び三島郡和島村並びに福井県足羽郡美山町の区域に係る激甚災害について適用>

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)  
被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(法第13条)  
小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年間以内において延長する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付  
石井、江口、秋元  
03-5253-2111(代)(51205・51210)  
03-3501-5408